

草加市犯罪被害者等支援条例

（令和 7 年 3 月 1 9 日
条 例 第 1 2 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号。次条において「法」という。）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材その他の事情により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- (4) 関係機関等 国、埼玉県、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（第 1 2 条において「民間支援団体」という。）をいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内で活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

（基本理念）

第 3 条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況、二次的被害の状況その他犯罪被害者等が置かれ

ている事情に応じて適切に行われなければならない。

- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるようにしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条及び第6条において「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携及び協力を図り、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な体制の整備を行うものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることがないように十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すために必要な各種手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするために、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るた

め、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

2 前項に規定する見舞金の支給について、対象者、額その他必要な事項は、市長が規則で定める。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次的被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に係る秘密の保持その他安全の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第11条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第12条 市は、民間支援団体に対し、その活動を促進するため、活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図り、これを担う人材を育成するため、相談、助言、情報の収集その他の犯罪被害者等の支援に資する技術の習得に必要な研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。